

暴 迫 ぐ ん ま



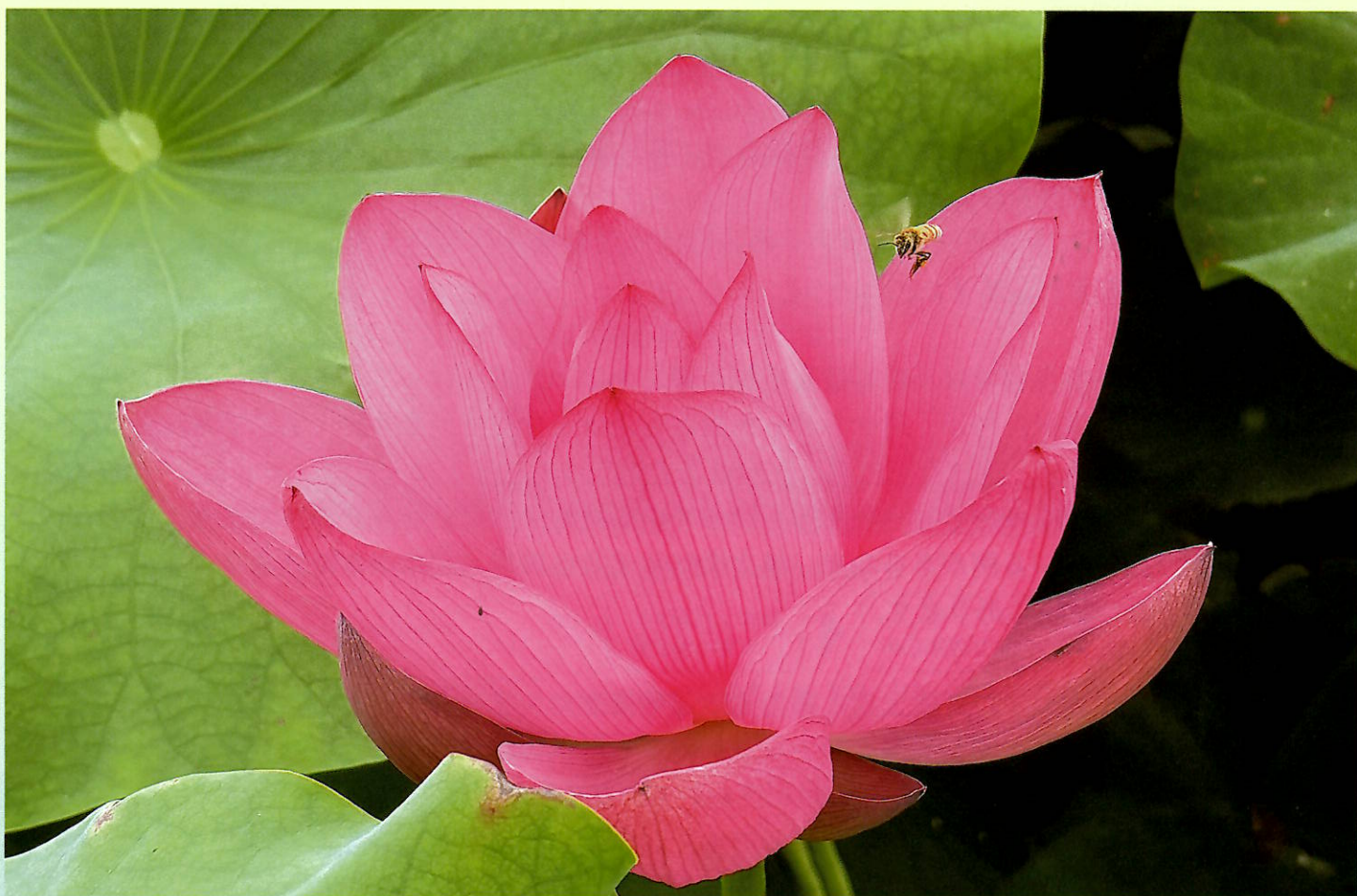
全国統一標語

無くそう暴力団

地域のために 未来のために

夏 号

2026



撮影：暴迫センター職員
(天幕城趾あかほり蓮園)

社 会 VS 暴力団

暴 力 団 排 除

発行 公益財団法人 群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 群馬県前橋市江田町448-11 県警江田町庁舎内

TEL：027-254-0808 相談・Fax：027-254-1100

ご挨拶



群馬弁護士会
民事介入暴力被害者救済センター運営委員会委員長

弁護士 は せ が わ り ょ う す け 長谷川 亮 輔
(長谷川法律事務所)

群馬弁護士会民事介入暴力被害者救済センター運営委員会（通称「民暴委員会」）の委員長を務めております長谷川です。

皆様におかれましては、日頃より暴力団排除活動にご尽力いただいていることにつき、深く敬意を表します。

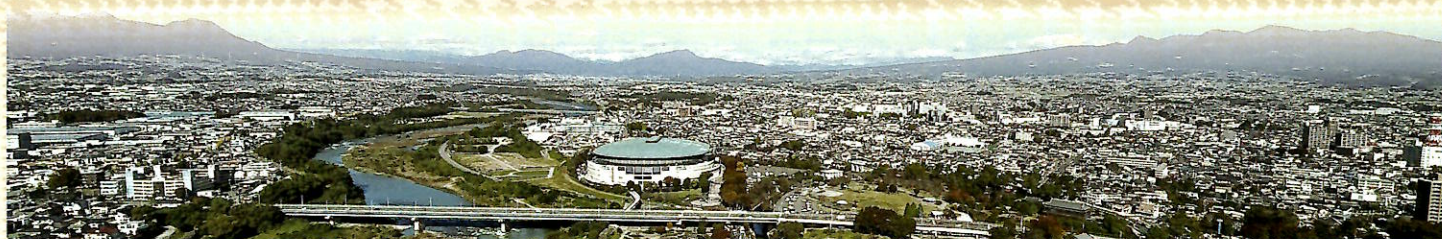
さて、民暴委員会では、民暴被害の相談対応や救済活動を行っております。県内の暴力団構成員の減少に伴い、寄せられる相談数も減少こそしていますが、暴力団構成員等による暴力、脅迫、違法な貸付等の民暴被害の相談は未だなくなっておりません。

また、特殊詐欺や強盗などの犯罪を行っている匿名・流動型犯罪グループを暴力団構成員が統括している例があるなど、暴力団による資金獲得活動は引き続き警戒を怠ることができない状況にあります。

全国各地において、弁護士会と暴力追放運動推進センターとが連携して、組事務所の使用差し止め、明け渡しや暴力団トップに対する組長訴訟の提起など、民暴被害の被害回復や暴力団の弱体化に向けた取組が行われております。

群馬弁護士会民暴委員会におきましても、（公財）群馬県暴力追放運動推進センターと連携し、今後も、被害者の方の被害回復や暴力団排除の一助となれるよう、尽力して参る所存であります。

皆様におかれましても、暴力団排除活動への一層のご協力をお願い申し上げます。

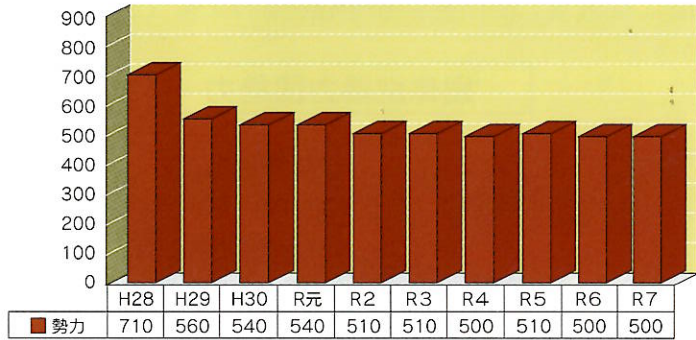


県内の暴力団勢力 (令和7年末現在)

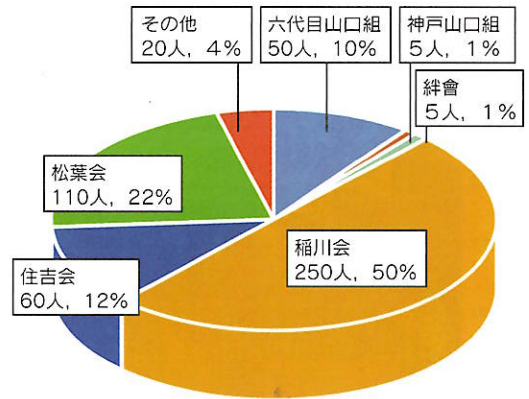
○令和7年末現在：約500人（前年比±0人）

○県内の勢力：主要6団体（六代目山口組、神戸山口組、絆會、稲川会、松葉会、住吉会）が全体の約9割
※ 稲川会と松葉会だけで全体の約7割

暴力団勢力の推移



団体別暴力団勢力



警察署別暴力団勢力数



※ 図中の勢力数については、令和7年末現在の県内勢力数を元に算出
暴力団事務所の所在地等を基準とした暴力団事務所の所属人員を示す。
暴力団員の居住者数ではない。

全国の暴力団勢力 (令和7年末現在)

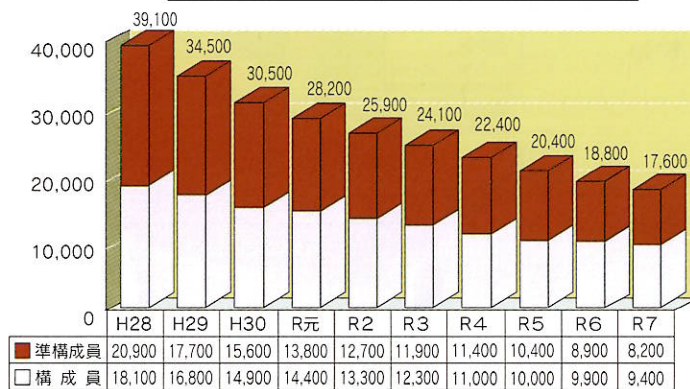
○「暴力団勢力」＝「暴力団構成員」＋「準構成員」

※「準構成員」…構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、組織の威力を背景として暴力的不法行為を行い、あるいは、暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持・運営に協力または関与する者

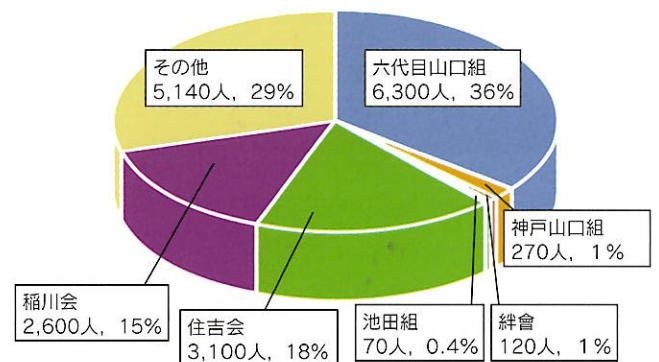
○令和7年末現在、17,600人（前年比－1,200人）と、暴力団対策法施行（平成4年）以降最少

○主要団体等（六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会、稲川会）が全体の約71%（12,460人）

暴力団勢力の推移



団体別暴力団勢力



暴力団構成員等の数は概数であり、グラフの合算値と合計値は必ずしも一致しない。

指定暴力団一覧表（25団体）

No.	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 健市	1都1道2府40県	約3,100人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	内堀 和雄	1都1道15県	約1,600人
3	住吉会	東京都港区芝浦1-10-8	小川 修	1都1道14県	約2,100人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8	野村 悟	3県	約190人
5	旭琉會	沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362	糸数 真 ^{※1}	1県	約200人
6	八代目会津小鉄	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	高山義友希	1道2府1県	約40人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約140人
8	八代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	朴 鐘吉	2県	約30人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約30人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約40人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	福田 憲一	4県	約300人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約70人
14	三代目狭道会	広島県尾道市山波町3025-1	池澤 望	5県	約50人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約60人
16	十代目酒梅組 ^{※2}	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	李 正秀	1府	約10人
17	極東会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	高橋 仁	1都12県	約290人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約50人
19	松葉会	茨城県鹿嶋市宮中4-2-10	伊藤 義克	1都7県	約260人
20	四代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 國泰	2県	約60人
21	二代目浪川会	福岡県大牟田市八江町38-1	梅木 一馬	1都5県	約130人
22	神戸山口組	兵庫県加古郡稲美町中村字池之跡1379-10	井上 邦雄	1都1府6県	約110人
23	絆會	大阪府寝屋川市香里北之町12-18	金 禎紀	1道1府9県	約50人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県	約80人
25	池田組	岡山県岡山市北区田町2-12-2	金 孝志	1道3県	約30人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」は、令和8年3月12日現在のもの

「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和7年末現在のものをそれぞれ示している。

注2：令和7年末、全暴力団構成員数（約9,400人）中の指定暴力団構成員数（約9,000人）は、95.7%を占める。

※1：No.5「旭琉會」会長、令和8年4月に死亡、6月から知念秀視

※2：No.16「十代目酒梅組」は、令和8年5月に更新せず、『指定暴力団から除外』…指定暴力団は25→24団体（R8.6現在）

暴力団勢力の検挙状況

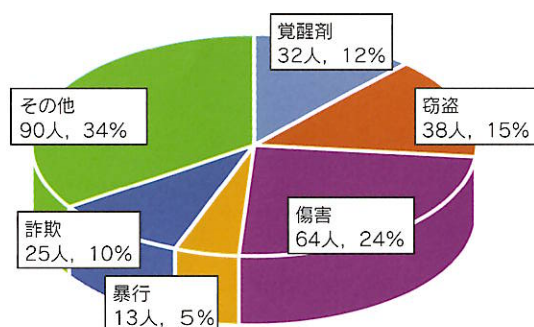
暴力団は、覚醒剤の密売、飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗等、公的給付金制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得活動を行っています。

特に、近年は、主導的な立場で特殊詐欺に深く関与するなど、有力な資金源の一つとしている実態がうかがわれるほか、実態を隠ぺいして共生者と結託するなどして、多種多様な資金獲得犯罪を行っています。

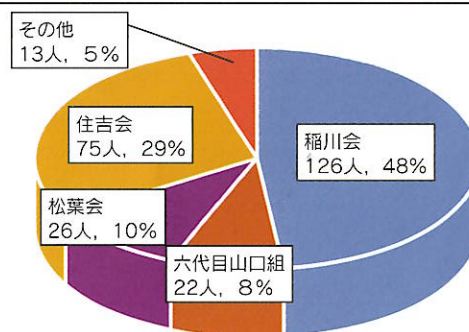
暴力団勢力の検挙人員の推移

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全国	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610	8,249	7,355
群馬県	438	400	364	350	351	293	236	233	230	262

群馬県の罪種別検挙人員（令和7年）



群馬県の組織別検挙人員（令和7年）



中止命令・再発防止命令の発出状況の推移

暴力団対策法に基づき、指定暴力団員による暴力的要求行為（暴対法9条で禁止されている27の行為）が禁止されています。

公安委員会は、暴力団対策法に違反した指定暴力団員等に対し、「中止命令」や「再発防止命令」等の行政命令を発出しています。

過去10年間の発出状況については、次表のとおりです。

中止命令・再発防止命令の発出状況（過去10年間）

		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全国	中止命令	1,337	1,369	1,267	1,112	1,134	866	877	964	1,197	754
	再発防止命令等	41	48	67	61	72	51	32	30	79	89
群馬県	中止命令	18	15	12	17	18	15	9	15	6	10
	再発防止命令等	5	2	3	3	4	1	1	0	0	2

「再発防止命令等」は再発防止命令、禁止命令、防止命令、事務所使用制限命令等の発出件数を外数として計上

（件）

○「中止命令」…

指定暴力団員によって、用心棒料等を要求する行為などの禁止行為が現に行われ、その相手方の生活の平穏が害されたり困惑している場合、これを中止させようとするものです。

○「再発防止命令」…

一定の禁止行為が将来にわたって反復して行われる“おそれ”がある場合に、その再発を防止するため、1年を超えない範囲内の期間を定めて、予防上必要な事項を命令するものです。

※ 中止命令・再発防止命令は行政命令ですが、これに違反した場合、懲役若しくは罰金又はこれらが併科されます。

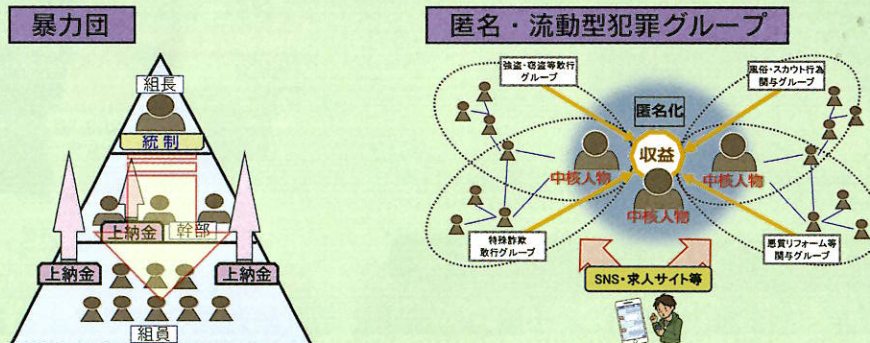
匿名・流動型犯罪グループ情勢

匿名・流動型犯罪グループの情勢と特徴

暴力団勢力数が減衰する中、暴走族の元構成員や暴力団の元構成員等を中心として、繁華街・歓楽街等で活動する準暴力団に加え、SNS等で緩やかに結びついたメンバー同士が役割を細分化し、特殊詐欺や他の犯罪行為を行い、多種多様な資金獲得活動を展開する匿名・流動型犯罪グループが治安対策上の脅威となっています。

- **暴力団** → 擬制血縁関係で結びつく構成員が「組長」の統制下に地位の上下により階層的に構成組織の威力を背景に又は威力を利用して行う資金獲得活動
- **匿名・流動型犯罪グループ**
 - 各種資金獲得活動で得た収益を吸い上げる「中核部分」は匿名化
 - SNSや求人サイトを利用して実行犯を募集し、役割分担を細分化したメンバー同士が秘匿性の高い通信手段で結びつき、メンバーを入れ替えながら多様な資金獲得活動
 - ☞ 組織実態の把握、構成メンバーの特定が容易ではない。
 - ☞ 中核的人物には、暴力団構成員が含まれており、奥底で暴力団と繋がっている。

◆ 暴力団と匿名・流動型犯罪グループ ◆ ～ 組織構造の違い ～



匿名・流動型犯罪グループの活動実態

匿名・流動型犯罪グループは、役割分担を細分化する中で多種多様な活動グループが存在している。中核的人物は、各活動グループを掌握し、検挙リスクを低減させつつ違法ビジネスモデルを構築して、多額の犯罪収益を得ています。

◆ 活動グループの一例

- 1 実行犯 … SNS・求人サイトを通じて集まったメンバー「使い捨て」
 - 2 リクルーター … いわゆる「闇バイト」募集で実行犯を集める
 - 3 道具屋 … 犯罪利用目的の他人名義口座、その他犯行用具を調達する
 - 4 相対屋 … 個人間で不正に暗号資産取引を行う
 - 5 拠点管理者 … 海外犯行拠点の確保や管理を行う（外国人犯罪グループ関与）
- その他、マネー・ローンダリングを担うマネロングループ等多種多様

「高額収入のバイト募集・ホワイト案件」に注意

SNSや求人サイト等において、「高額バイト」・「ホワイト案件」等、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆して、犯罪の実行犯を募集しますが、応募者の個人情報(運転免許証、顔写真等)を送信させておき、応募者が犯罪加担を躊躇したりグループから離脱しようとする、脅迫するなどして服従させ、実行犯として繰り返し犯罪に加担させ、犯罪を敢行しても約束した報酬が支払われない場合もあります。

この手の求人は、匿名・流動型犯罪グループの可能性が極めて高く、この組織での現場実行犯は、言わば「使い捨て」メンバーです。



大相撲春巡業「高崎場所」における広報・啓発活動

本年4月12日(日)、大相撲春巡業「高崎場所」(高崎市浜川町の高崎市浜川体育館)が、開催されました。

春巡業の高崎場所は2年連続ですが、前売りチケットは完売となり、約4,200人の大相撲ファンが集まり、横綱・大関をはじめとする幕内力士等総勢約200人が参加して行われました。

当センターでは、主催者協力のもと、県警本部刑事部組織犯罪対策第二課及び高崎警察署・高崎北警察署と連携し、会場において広報・啓発活動を行いました。



暴追センターからのお知らせ

不当要求防止責任者講習について ～受講無料

不当要求防止責任者講習は、暴力団員等からの不当な要求を受けたときの具体的な対応要領(基本的な対処法)をマスターする講習で、あなたの事業所を暴力団から守るためのものです。是非積極的に受講してください。

- ①選任届出 ○ 事業所ごとに責任者を選任し、公安委員会宛の選任届を管轄する警察署の刑事(第二)課に提出
- ②受講申込 ○ 後日、暴追センターからの講習開催案内葉書が到着後、**暴追センターHPで受講申込み、返信葉書に受講日時・場所等を記載して返送**(開催会場での集合講習又はオンライン講習で受講)
- ③受 講 ○ 選任時講習又は定期講習
- 暴力団情勢等の解説、具体的な対応要領の解説、視聴覚教材視聴、関係資料提供・受講修了書交付

オンラインによる「不当要求防止責任者講習」受講申込み要領

郵便法第85条
〒371-0000
前橋市江田町700-11
暴力団追放運動センター
事務局 御中

通知書番号 ① 2604010000

この講習会は、暴力団員等からの不当な要求を防止するための講習(無料)です。
本講習会の受講者は、先に提出していた「不当要求防止責任者選任届」に記載された責任者に限ります。

【講習申込】
下記URL又は2次コードの当センターホームページ内「講習申込」ページから会場講習・オンライン講習の日時を確認し、出席できる講習を選び申込して下さい。
申込方法: 返信葉書の記載事項を同ページに記載されているので、確認して取りのめように記載して下さい。

群馬県暴力団追放運動センターURL
https://www.boutougunma.org/

・責任者の連絡先が空欄の方は、連絡先電話番号の記載をお願いします。
【会場講習の場合】
・当日、マスクの着用をお願いします。
・発熱がある場合は、受講をお断りします。
・筆記用具を持参して下さい。

別記様式第11号(第1版)
令和 年 月 日
責任者講習受講申込書
責任者講習の受講を申し込みます。
群馬県 公安委員会 殿
申込人の氏名又は名称及び事業所の所在地
前橋市江田町700-11
暴力団追放運動センター
事務局

氏名 姓 名 姓 名 姓 名
責任者の氏名 暴追 太郎
責任者の連絡先 0
選任年月日
講習の種別 選任時講習
講習の日時 令和 年 月 日() 午後1時30分から午後4時30分
講習の場所
備考 捺印欄には記載しないこと
登録番号 ⑤

講習受講申込みの流れ

往復葉書で開催
通知書が届く

オンラインで
事前登録する

返信葉書を送る
(申込み完了)

※申込み完了後、登録(予約)した受講日を変更できます。
※リマインドメールは送付しませんので忘れず受講してください。

- 講習は、開催通知書に記載された責任者が対象です。
(通知書は、当年度のみ有効)
- 受講は、オンラインによる「事前登録」が必要です。
暴追センターHPから、通知書に記載の『①: 通知書番号(10桁)+②: 郵便番号』を入力して初めて講習予定一覧が閲覧可能となります。
- 受講登録後、返信葉書に③: 講習日時+④: 講習場所+⑤: 登録番号等を記載し返送願います。

令和8年全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会の開催について

本年10月に「令和8年全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会」を開催予定です。

本年は例年通り、全国地域安全運動実施期間中の合同開催となります。

開催日; 令和8年10月14日(水)

開催場所; 群馬会館ホール

詳しくは、暴追センターまでご確認ください。

新職員の紹介



事務局長 佐藤 栄

この度、暴追センター事務局長に就任しました。群馬県警察を定年退職して4年目になります。警察で長年従事した組織犯罪対策の経験を生かして、暴力団排除活動に努めますので、どうぞよろしくお願い致します。

「暴力団関係相談」受付中！

～早めの相談が『解決への第一歩』です～

当センターでは、暴力団員や暴力団関係者から脅されたり、無理な要求を受けて困っている方からの、相談窓口を開設しています。(相談委員・弁護士)

○「常設相談窓口」(相談委員対応)

月～金(年末年始・祝日除く)

午前9時～午後5時(受付午後4時まで) 当センター相談室

○「無料相談窓口」(弁護士、相談委員対応) ～要事前予約

毎月第二木曜日(祝日の場合は、翌木曜日)

午後2時～午後4時、当センター相談室(5・8・11・2月を除く)

○「民事介入暴力一日無料相談所」

(弁護士、警察、当センター 3者対応) ～要事前予約

5月(伊勢崎)・8月(高崎)・11月(太田)・2月(渋川)の第二木曜日(詳細は、暴追センターホームページに掲載)

「賛助会員」募集中！

～「暴力に屈しない企業方針」、確かな意思表示になります～

暴追センターでは、県民の暴力団追放に対する意識の高揚を図り、暴力のない安全で住みよい郷土づくりのため、県民総ぐるみの暴力団排除運動を推進しています。

暴追センターの目的に賛同し、事業の推進を支援して下さる暴力団排除活動に積極的な企業・団体・個人の方々に「賛助会員」として募集しています。

★ 令和7年度末現在の賛助会員数 1,351件 [全国で2番目に多い会員数です。]

団 体 会 員 : 159

個人(一般)会員 : 1,192

毎年、多岐にわたる業種団体・企業をはじめ、多くの方々に賛同していただき、ご支援・ご協力を賜っております。

会 費	○ 個人会員(個人、企業・事業所等) 1口(年額5千円)以上
	○ 団体会員(組合・協会、企業等) 1口(年額1万円)以上
特 典	① 会員章(プレート・ステッカー)の交付、② 機関誌(年2回:夏号・新春号)等の送付、③ 暴力団等排除に関する各種資料・情報の提供、④ 暴力団対策視聴覚教材(DVD)の貸出、⑤ 暴力団排除ポスター(最新版)の配布等 ※ 賛助会費は、税法上の優遇措置を受けることができます。

★ 入会希望・質疑等は、当センターにお問い合わせください。(☎027-254-1100)



暴力団離脱者の「受入企業」募集中！

群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会では、暴力団離脱者が社会復帰を図るための『就労支援活動』を行っており、その「受入企業」を募集しています。

【受入企業優遇措置】

群馬県が発注する建設工事競争入札参加資格審査で、

○ 暴力団離脱者社会復帰対策協議会への受入企業登録

○ 受入企業として3ヶ月以上の暴力団離脱者雇用

の2項目で各5点が加点される優遇措置があります。

(令和7年度末登録社数: 33企業)

詳細は、

群馬県警察本部組織犯罪対策第二課(☎: 027-243-0110)

又は暴追センターにお問い合わせください。

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター (通称: 群馬県暴追センター)

〒371-0836 前橋市江田町448-11

(群馬県警察本部江田町庁舎内)

TEL 027-254-1100

URL <https://www.boutsui-gunma.org>

E-mail boutui-gunma@keh.biglobe.ne.jp

